

第一回賛助会員宗教法制研究会・報告

三、教団組織のあり方について

—聖俗分離制についての考察—

白 鳥 幸 雄

(浄土真宗本願寺派)

ただ今、ご紹介を受けました白鳥でございます。私は、浄土真宗本願寺派、通称西本願寺と称されておりますところにおりまして、この二十数年來おもに法制関係の仕事をしております。いわば、先ほどございました「宗務官僚」とは申し上げられるほどの自信もございませんけれど、そういう一翼を担いまして研究といえますか、現実的な宗務をしておった者でございます。従いまして、法律の先生方のお話とは、多少は違いました。あるいは、「木を見て森を見ざる」のたぐいになるかとも存じますが、浄土真宗本願寺派、つまり西本願寺としてのあり方につきましては、いろいろと内部的にも問題があるかと思えます。ご案内のとおり、浄土真宗系の宗派は、普通、真宗十派と申されており、また北本願寺派、あるいは浄土真宗浄興寺派とか、いろいろの新興宗団やその他に単立寺院系の浄土真宗というものも現に叢生している現状でございます。

さて、浄土真宗本願寺派といたしましての立場上からのご報告でございますので、この点は、よその浄土真宗系宗団と混同をされないように、お願いをいたしたいわけでございます。それから、第一に、この聖俗分離と、いかにも

大きな題名をだしましたのでございますが、これは、宗教団体の宗教性と世俗性の問題について、それが宗教法では、二元化されておる、つまり、宗教法の宗教性の部分については、さきほどからお話ございましたように、裁判所は関与しないし、あるいはまた、そういう実質的な信仰問題については、国家権力は介入しないということになっております。しかし、世俗性の面については、これは介入することがありうる。住職の地位について、いろいろ問題があつた場合には、裁判所は、可否を判断しないが、それが代表役員である場合には、司法判断になじむと、こういうような問題があるわけでございます。しかし、私、当面に、浄土真宗本願寺派の実務を担当いたしております者として、そう簡単に、器用に、宗務上の問題で、ものごとがすべて聖俗分離でわけられるかどうかということについて、かねがね疑問をもっておつたのでございます。特に、その宗教法の第一八条第六項に、代表役員および責任役員は、宗教上の機能に対するいかなる権限、支配権をもたないと、こういうはっきりした規定がございます。しかし、これはどういう意味なのか、文部省などの解説を拝見いたしましたも、どうもすっきりといたさない点もございます。聖俗の分離ということについて、私の宗派の実態に照らしあわせた場合に、いろいろの疑問点があります。しかし、これは国家法でございますから、それに従つて、今は、当面、そういうようにいたしておりますけれども、將來は、こういう点は、いかなるものであろうかという問題提起になりますことを、一つご了承をたまりたいと思つてございます。したがいまして、我々の僧侶集団からみますという点、なにか俗人すなわち、信者は教化する対象である、こういうふうに通うわけでございますが、そういう意味ではございませんので、あくまで宗教性と世俗性というものが、一つの法人の中で同居しておる。しかし、それについて、二元論的な考え方があると、それが実務の上で、こういうふうになってきておるんだと、そのいちばん問題になるのが、さきほどからおおせられています法主とか、門主の制度がございます。そういう点で一つご理解をいただきたいのでございまして、決して、俗人であるとか、

どうであるとかいうことを問題としてゐるわけではございません。まず、聖・俗の問題については、そういう意味でございませぬ。ところが、亡くなられた井上恵行先生でございましたか、宗教法がしだいに還俗化^{ゲン}をしていくとおっしゃいました。還俗化、つまり、一旦僧侶になった者がまた再び俗人に帰りますことを、私どもでは、還俗と申ししておりますけれども、この還俗化傾向というのが著しいということです。さきほどから両先生は、宗敎色と世俗色を機能分けて、分離していったこと、法主などをオールマイティのものにしていくのを分離していったと、こういうことを、おっしゃいました。これが、宗敎法の還俗化であります。戦前の宗敎団体法では、ご案内の通り、寺院はこれを法人とする、寺院には任職をおくと、明確に書いてございます。そして、任職は寺院を主宰し、これを代表すると、そういうように、任職というものは、宗敎団体法の頃におきましては、何ら世俗性と宗敎性の分離は行なわれずに、一人で一体的に任職機能として行なわれてさしつかえがなかったわけでございます。宗敎法人令になりまして、ややその点が曖昧となり、さらには、宗敎法人法になりまして、それが徹底して、代表役員・責任役員制度という世俗職に変わっていったと、こういう変遷がありましたことは、ご承知の通りでございます。ところが、国家法がそのように変わりましたが、我々のように、世襲の寺院あるいは教団でございまして、任職の意識は、そう法律のとおり簡単には、ついてゆけるものではないという実態がございませぬ。そういう点で、いろいろと教団自体の中で悩みといたすか、いろいろの問題を派生してゐるのでございまして、そういう点を、ご報告を申し上げたいという意味でございませぬ。

まず、本願寺の教団の特徴を、現在端的に申し上げますと、まず、血脈相承^{けちみやくそうじょう}です。血脈というものは、血すじでございますが、これは、よそのご宗派でおつかいになっております血脈相承とは意味が違い、血統相統と申してもよろしいかと思ひますが、血脈相承による宗派では、血脈相承による三位一体制の門主である、あるいは法主であるという

ことが第一番目の特徴でございます。この場合の三位一体制というのは、我々の方では、大谷宗家、親鸞の血統を継いだ大谷宗家の戸主が、単位団体である本山本願寺の住職になり、その本山本願寺の住職が、ただちに教団統理者である宗派・浄土真宗本願寺派の門主に就任する、このことを我々は三位一体制と呼称しております。ご隣山、と申しますのは東本願寺のことでございますが、そちらの三位一体制についてはいろいろな事情がございますけれども、我々の方では、今何らの疑いなくというと語弊がありますが、何らの手続きを経ずに、いわば自動的に住職、門主の両位に就任をするというのが基本原則でございます。いわば、大谷家の戸主になり、得度をいたしますと、本願寺の住職になります。ご案内の通り、宗教団体の時代は、未成年住職というのがございました。二十歳以下でも、住職には就任はできる。ただし、そういう場合には、国でいうと摂政にあたる補佐役がおかれたのでございます。今そのような事にはなっていないませんが、大谷家の戸主、それから本願寺住職・門主・こういうように一人によって、三つの地位をしめる、そういうことを三位一体制と申しております。それが、第一番目の特徴かと存じます。

それから、第二番目に、我々の宗派におきましては、五年ごとに宗勢調査、つまり教勢の調査をいたしております。これは、国勢調査のようなものでございまして、単位寺院は、一万四百ヶ寺ございますが、全部そこへ調査票を送付いたし、回収をいたしましたして、コンピュータ処理をいたしておるわけでございます。それでそれらの寺院からの届け出を集計をいたしましたところでは、寺院の創立年代は、百一年から、だいたい五百年までに、開創をされた寺院、つまり、少なくとも百年以上、五百年までの時代を経た寺院が、八十二%を占めておりまして、いわば、ほとんどが古いといえますか、伝統的に昔から真宗寺院として存立をしていた寺院でございます。昭和になりましたから、できましたといえますか、伝統的に昔から真宗寺院として存立をしていた寺院でございます。これも、新しいお寺が独立をいたしましたのは、本寺の支坊であったなど、こういうような寺院が大部分でございしますので、世に申しますとおり、文字通りに、

仏教既成教団ということでございます。その寺院主宰者、いわば住職位にある者は、ほとんどが、九十五%程度は、世襲している寺院でございます。少しは、非世襲の寺院もございますけれども、大部分がいわば世襲によって、次第相承されています。世襲の功罪につきましては、いろいろと問題はございますけれども、宗教団体の時代におきましては、住職の地位は世襲によってもよいと法的に保障されておったわけでございます。宗教法人法では、代表役員の地位を世襲することは、法的に規定はないことではありますが、そういう事は、別にいたしましても、今も、慣習法的には世襲寺院であることが基本であります。したがって、その住職というものを一体的にとらえている場合に、それを両断して、代表役員、これは俗の面である、住職は聖なる面である、というふうな、法律上の趣旨を申し上げまして、なかなか理解がしにくい。そのために、文部省等からは、法人意識が薄いか、寺院を私物化するとか、いろいろな事が言われますけれども、結局は、いろいろな伝統的な宗団における財産形成や門徒との寺檀関係等によりまして、問題点を含んでおるのが、第二の特徴であろうかと、私は思います。

それから、第三点でございますが、本願寺の起源となりましたのが、宗祖親鸞が、弘長二年、一二二二年の十一月二十八日（旧曆）に亡くなりました。以後、末娘の覚信尼が、その親鸞の墓をつくり、そして、それから本願寺というものが、寺院化して教団を形成したのでございます。そして、中世におきましては、門跡号ももらい、本山と末寺の間で、絶対的な本末関係を結ぶことになりました。現在に及んでおるわけでございます。いつも本願寺の教団あるいは宗門を論じます場合、その門主・法主を考えます場合の一つの論拠になります。いつも本願寺の教団あるは、「大谷影堂すなわち親鸞のお墓の土地と建物は、これを全部、全国の門信徒に寄進をする」ということにしました。つまり、共有にする、共有というのは、今の法的共有かどうかは存じませんが、いはば総有にする、という事にする。但し、廟堂を守る、それに奉仕する、あるいはお給仕をする役職は、覚信尼の血統の者にまかせてもらいた

いというのが、有名な「覚信尼の譲り状」と言われるものでございます。従いまして、土地・建物等は、門信徒に全部寄贈いたしますけれども、そこをお守りする、いわば留守職という仕事は、自分の子孫にまかせてもらいたいところから、本願寺というものが、いわば門主というものが世襲制になってまいった経過もあるようでございます。従いまして、そういう歴史的な過程を考えました場合におきまして、大谷家すなわち門主家といいますが、その比重は、よその教団、という失礼でございますけれども、そういうものに比べて、著しく特殊な地位を示めておるといのが、私どもの考え方になってくるわけでございます。そういうような考えからまいりますというところ、宗教法・人法といいますが、我々の教団の体質にはなじまない側面も、多少あるのではないかとかねがね思っているし、ありますので、そういう観点から、宗教法・人法にいう聖俗の問題についての、問題提起というところ、なまいきでございますけれども、ご見解をうけたまわりたいと思つて、述べさせていただいたところでございます。

事実、例えば、末寺の場合、これは私どもでは、末寺という名称は廃止いたしました。通常「一般寺院」と申しておりますが、その一般寺院の住職位と申しますのも、さきほど申し上げたようにほとんど、世襲制である、しかも、門主は任命権はもっておりますけれども、これは、形式的任命権でございます。第一次には、その住職がいわば選んだ人を、自動的に要件さえ整えれば、任命するというところでございまして、住職の世襲に本山が介入するということはめつたにございません。いわば、受動的に本山が任命をする、そういう制度に、まず第一になっております。従いまして、被包括団体である一般寺院の代表役員といいますが、当然、住職がかねますことによりまして、そこで住職が一体的に寺院を主宰する。こういう場合でございまして、いかに宗教法・人法が代表役員と聖職位とは別である、分離すると申されましても、なかなか、その三百年、四百年の関係から申しましても、そういう法人意識のきりかえがむつかしいということも、また言えますし、事実、住職位と代表役員を別人にすることになれば、全寺

院に混乱がおこることは、当然必至の事でございます。そういうふうな現状でございまして、一般寺院の中でも、財産をめぐる問題につきましても、いろいろ起つてまいります。いわば、我々が実務を担当いたしております場合には、いろいろの筋からおしかりをこうむるかもわかりませんが、代表役員、責任役員会というのは、法律的形式を整えて、財産処分する時に、「はんこ」をもらうものと、いうような事になりがちでございます。いわば、実質的には、宗教職である住職位を中心として、その妻である坊守それから寺族、また門徒の代表者、それから檀家、おとりもちをする門信徒の方々、こういう方の合議によって、ほぼ決まってしまうわけでございます。さらに、我々の教団の特徴といたしましては、寺院の経済基盤が、寺領あるいは莊園、田地畑畑、山林などによるという土地所有形態は、比較的少のうございまして、従前「真宗」が「門徒宗」といわれていましたように、門徒のとりもち、いわば、門徒のご懇志によってすべてを運営すると、いう事が基本でございます。多少、昔は、小作の田畑等お持ちの場合もございましたけれども、自作農創設特別措置法で買収されてしまいました。それ以後、比較的打撃も少なくて今まで続いているということ、こういうふうな門徒にいわば、もたれかかった、寺院というものが一応基本的在り方になっておる。そういう場合には、その門徒の中の方が、責任役員におなりになりましたも、実質的には、門徒総代、これは従前は、法的機関でございましたその門徒総代でございすけれども、その門徒総代とか、あるいは、住職との話し合いによって、ほとんど、大部分が、すすんでしまし、また、その方が、よりスムーズである。門徒総代が責任役員であるからといって、例えば、一年間の宗教行事を何ら知らないということではございませんで、ただ宗教行事に参加することによって、その寺院の、護持意識を高めていく、寺院の財産もそれに合わせて、自分が行うと、こういうような一体観をもって運営をしているのでございますから、法律的にそういうふうに別れましても、門徒総代と責任役員の区分すら、あるいは、知らないという方もたくさんあるわけでございます。従いまして、甚だ潜越な言葉で、

ございますけれども、こういうふうには、五百年、四百年、三百年、百年と続きますというところ、宗教法、つまり、国家の宗教法がいかに変革をいたしましても、我が寺はその中で安泰に存続すると、こういうような考え方をもっており、時々、国家体制の中で、宗教法人法の時には、あるいは宗教団体の時には、こういうふうにする、こういうようなことが柱になっていっているのではないかと。ですから、そこで「聖俗の分離」というような事をいいますが、どうも受け入れがたい面もあるわけでございます。それが実際的に我々宗務にたずさわり、また、いろいろな方面の指示を受けまして、指導をいたします場合においても、いろいろな障害要因になってくる、それが、現在の一般寺院の実態なのでございます。それから、宗派の方でございますが、宗派の方も、いわば、聖俗分離ということも、おおせの通り、いろいろと議論がございました。昭和二十六年に、宗教法人法というものが、公布をされまして、それから、一年半猶予期間をおかれまして、新しい法人に切り換えなければならないことになっておりました。我々の宗派は、それ以前は、非法人でございまして、法人格はございません。宗教団体系・宗教法人令の時でも、宗派は法人ではございませんでしたが、宗教法人法になりました、宗派も法人になると、こういうことになりました場合に、ここに、代表役員・責任役員を、どうするかということが、もち上がってきたわけでございます。結局、そうしますと、先程申しました宗教性と世俗性とのかね合いをどうするかと、こういう、先程から指摘の論点に到達せざるを得なかったわけでございます。一般寺院の方は、それら寺院の形態から考えまして、とても、代表役員と住職というふうなものを、分離するということは、これは、革命的変革にも相当いたしますことでございますし、しかも、住職という聖職者といえますものは、殆んど世襲であって、自分の寺という觀念も強うございますので、そういうことは採用いたしませんでしたけれども、包括団体である宗派を法人にする場合にはどうするかと、こういう問題につきあつたわけでございます。先に申したとおり、本願寺住職の起源は、留守職と、こういう発想でございましたけれども、鎌倉以後、

室町、それから、門跡号をもらうというようになり、江戸時代では、絶対的な門主制、このような言葉はございませんけれども、絶対的な門主制というものが、確立をいたしておりました。そして、時の法令などにより、門跡には、院家・坊官という補佐制度もつきまして、いわば、事務官僚にあたる機構も整備をいたしておりましたために、聖俗合わせて、門主は、絶対的な権限をお持ちであった、ということが言えると思います。その、分離が、直接つきあつたのは、昭和二十六年の時でございます。そこで、我々の方も、一年有余かけまして、宗教法人法対策委員会というものを設置をいたしまして、この教団における聖俗の問題を、どうとり扱うか、このことが大きな焦点にうかがいがつてきたことは、他の宗団と同じことであつたわけでございます。明治十三年の「寺法草案」では、当時は、法主と申しておりましたけれども、法主というのは、「一派教導の全責任」をになう者である、というようなことが書いてございます。つまり、聖俗ともに絶対性に帰することができると思います。おおげさにいえば、生殺与奪権というものがある程度あつたのかと思ひます。ただ、この法主権をチェックするものとしたしまして、明治十四年に、集會制度というのできましたのでございます。つまり、「宗議會」のことであり、今、いろいろと各宗団でもおもうけになっております制度でございますが、これは、全国の寺院の僧侶の中から選抜をいたしまして、そして、当初は、法主の機能を直接チェックすることはありませんでしたけれども、衆議を集めていろいろの問題をそこで法主に建議するという機関が帝国議會にさきだちまして、明治十四年にできたわけでございます。その集會制度、現在の宗會制度といいますが、唯一の門主に対する一つのチェック機関であつたかと思つてございます。それも、歴史的には明治になりました、坊官制度というものがつづれまして、僧侶が、その宗派の事務、いわば今でいいますところの、世俗的な事務まで僧侶がやるという方針に変化したわけでございます。つまり、子決算、あるいはまた財産管理、そういうものは、今まで坊官制度である下間家というのが主にやつておりましたけれども、それが廃止の後、

僧侶が中央に入ってきたとして、そういう俗務をも担当すると、こういうふうな変革になったわけでございます。そういう、あれこれの歴史的な制度の移り替りがございますために、結局、昭和二十六年にその聖俗の分離の問題につきあたって、内部的には、大きな論争の種になったのでございます。さて、また、この宗教法人法をごらんいただきまして、すという、おわかりのように、どうも先程指摘のありました、その被包括関係と、それから本末関係というものは、どうもはっきりいたしておりません。必ずしも同じものではない。しかし、我々のような既成の教団では、本末関係の方が、あるいは優先している可能性がなきにしもあらずである。安武先生が言われました、つまり、教団といふもの、残滓といいますが、つまりそういうものが強い影響力をもっております。僧侶が得度をいたしますのも、これも聖職者である門主と師弟同信の約を結ぶというところに一つの意味がある。また、門信徒も「かみそり帰教式」というのを受けまして、そこで、門主に帰依する。そういうところで、宗教団体が成立しているのでございますからして、そういう聖務と、それによる俗務を、簡単に切り離せといいますが、なかなかどうもなじまないような傾向があります。しかし、いろいろとその当時、立法にたずさわられました文部省の篠原課長さんでございませうか、それから当時の龍谷大学の長谷山正観先生という、宗教法の学者がおいでになりましたが、そういうお方と、いろいろとご相談をいたしました、まとめあげましたのが、現在の「宗法」でございます。これは、先きにふれました宗教法人法対策委員会では、我々の教団の伝統から、また門主の地位からすれば、理論上も実際上も、門主が代表役員になる、つまり、聖俗あわせた絶対権をもつというのが、これが本当の筋道である、一番これが正しいとの結論であり、法的にもそうなるべきであるわけです。例えば、大谷家の財産というものは、相当なものがございまして、それは殆んど法人のものにきりかえたのでございますが、そういうようなこともございまして、この門主が代表役員と一致する。つまり、聖俗一致性を我々教団がとるのが当然のことであるということでありました。しかし、そういうことに

なった場合には、今の宗教法人法の規定では、こえがたい難関がある。つまり、門主の無答責性に傷がつくような具体的問題がおこってまいるとこういうことでございます。我々の方は、比較的、裁判訴訟は少ない方であると思えますけれども、昭和三十四年には、寺院の集団離脱事件というのがございまして、三十五ヶ寺程集団で離脱した例がございまして。そういう場合になりますと、「代表役員」になりますというのと、その代表役員が当然訴訟の当事者になります。それから、事実上ほとんどないことでございますが、事務上の事件で、過科というようになものに処せられます。いわゆる法定の罰則を受ける可能性もある。それからまた、代表役員、兼責任役員でございすから、その中の責任役員に、他の総長、総務という、いわば事務職が仮に入ったとしても、門主と同格の一票をもつことになる、それから、門主が債務者になる可能性もある、門主がまた、会計検査の場合、会計検査の機能を代表役員の面を通じて検査を受けることになる、こういうことになりますというのと、法律上はともかく、実際上からは、非常にいろいろの問題が生じてくる可能性がある。理論的には、代表役員兼門主として聖俗あわせて一致するのがふさわしいけれども、今の宗教法人法の規定に合わせてみれば、聖俗は分離しなければ、とうてい、我々の伝統的なものは維持できないと、こういう現実的判断になったのでございます。これは、どの宗派とは申し上げませんが、我々の宗派も同じでございます。まして、一般門信徒には、宗派意識というのはむしろ薄うございます。本山本願寺、そして門主というものを崇敬し、護持することとはよくわかっておりますけれども、宗派組織という概念を説明いたしましたも、素朴な門信徒にはわかりかねますし、また、門主に対しては、門信徒は、非常に尊敬の念が厚いわけでございます。そういう、聖職者として、最頂点におられます存在を、聖俗分離に二分したのが、現在の制度なのでございます。しかも、我々の方の宗派の収入といえますものは、百パーセントの収入の、五〇パーセント近くは、本山・本願寺収入でございまして。門主が住職をしておられる本願寺に、何らかの形で懇志があがってくる、それを宗派に回金して、宗派が保

たれておるわけでございます。ですから、我々の方の内部でも、先程お話がありましたように、本宗一体、つまり宗本一体でございまして、本山本願寺の中にむしろ宗派を吸収してしまうことと、これは法律的に不可能かもしれないが、本山・本願寺自体の単位法人を解消し、包括団体そのものになって、宗派を解消すること、そうしないと、我々の教団運営上は、法律的にも、実務的にも、不便なことが多いという意見です。例えば、本願寺の収入をいったん全部宗派にまわして、また、その宗派の金で本願寺の経費にまわすとか、いろいろ内部的にややこしいことがございますので、この際、昔の本末関係のように、できれば、本宗一体にしてしまうこととし、本願寺というものを包括団体にすることはどうかであります。そして、門主を文字通り本願寺の、そういう聖職者の最高位にしたらどうかというところが、宗派問題の中での議論にあります。そういう点からみますと、この「宗派」という概念も、組織も、明治以降のことではないかと思うわけでございます。そういうようなことで、現在、聖俗分離制をとったのでございませけれども、ただその中で、特徴的なことと考えておりますのは、或いは、妥協的な産物といえないわけではありませんが、宗派代表役員に就任をいたします総長つまり宗務総長のことで、我々の方では単に「総長」と申しておりますが、それが宗派法人の代表役員兼責任役員に就任いたします。それから単位法人本願寺の住職の下にあります執行長、これも、総長がかねて、同時に代表役員兼責任役員となります。そういうように実質的に宗派・本願寺両法人を代表するものの指名権は、門主の権限にまかせ、門主が、二人ないし三人の総長候補者を指名し、その中から、宗会が選挙をすることになります。従いまして、門主は、代表役員兼責任役員に就任は致しませんし、事実上、法律上の責任をもちませんけれども、その宗会で当選をした人を、門主が任命するという制度にしたわけでございます。総長つまり代表役員候補者の枠からはずれました人は、総長・代表役員には就任できない、絶対にあり得ないことなるわけでございます。門主は、そういう専属の権限をもっております。それとあわせて、もう一つは、宗意安心あんじんの正否の裁断

権です。真宗では、異安心つまり教義上の異端ということが常に問題になります。これは、事によっては、宗門の根幹をゆるがす大事件でございまして、宗門史上では、「三業惑乱さんごうわくらん」という一大事件がございまして、教団の基礎をゆるがすような大乱でありました。近世においても、現在の思想・信仰の自由、学問・研究の自由等によりまして、いろいろと教義上の問題が残っておりますが、最終的には、その判断は、宗門の統一者、法灯伝承者としての門主権限に委ねております。それから、先に申しましたとおり、世襲制でございしますので、本願寺住職・宗派門主・大谷家の戸主の三位一体の当然の権限をもっております。その他に、これは非常に解釈がむづかしいところですが、財産上の処分、予決算の問題、それから、人事権についての認許権もあります。それから、宗門投票と申しまして、これは、国民投票のようなことを、宗門が、重大な変革にあたりますときに、いたします制度ですが、そういう宗門投票発意の権限、そういうものは、全て門主の認許を得なければ、派内的には最終的な効力がでないことになっております。つまり、宗教法人法の役職権限というのは、全部、その代表役員兼責任役員に移してありますけれども、その代表役員あるいは総長が、世俗業務といえる予・決算や財産処分などについても、あらかじめ門主の認許を得てから処理をするという規定でございまして。ただし、その場合には、その申達をいたしました総長、代表役員が、全責任を負うのでございまして、門主には直接責任は及びませんが、ただ、宗意安心の裁断、あるいは総長指名、それから宗門投票の発意、そういうものについては門主の一身専属権限として責任を負うと、こういうような事にしてございまして。世間からは、この我々の方の門主も、象徴門主制で、何ら権限もないようにみられがちでございすけれども、我々の方の根本理念としては、聖俗権は、共に門主にあるのが、当然だけれども、宗教法人法と現実的妥協をして、とりあえずいまのような制度にすると、こういう考え方があるわけでございますから、そういうような立法になったのかと存じております。これは、宗教法人法成立当時から、いろいろな事務に、私も担当させていたいただいておりました関係

で、内部におきましても、そのことをめぐりまして、問題があったわけですから。ある一部の方々においては、そういう門主の総長指名制・代表役員指名制というのは、これは封建制の遺物である。または、非常に守旧的な考え方である。という意見もあります。しかし、常に、疑問になりますのは、むしろ宗教学法人法による教団形成とは何かであり、また、宗教学法人のあり方よりも、実際、この本願寺の教団の原点は何か、ということにとかく議論が行きがちでございます。関係者は、僧侶の方々が多い方でございますし、また、ご門徒の方も、門主、本山本願寺を中心にした方々が多いということから、そういう本質論から出発をいたしますので、とかく運営の面におきましても、ギクシャクとするものがございます。事実、私が、その実務を担当いたしておりますけれども、宗派も、本願寺の両法人の代表役員、責任役員会といえますものも、法律的に必要な場合においては、形式を整えるために開かれるだけでございまして、むしろ、宗会という議決機関におきましても、総局におきましても、教学論争と申しますか、伝道教化をどうするか、信者教化育成をどうするか、あるいはまた、その他いろいろの宗教上の問題をどうとり扱っていくかということが、議論の焦点になりますし、それに付随しまして財務上の問題というものも当然でてまいります。そういうふうに総長と代表役員といえますものは、これは職性上分けておりますけれども、これは、一人であり、聖俗表裏一致して、運営をしてゆくことになります。例えば、門主就任の披露である伝灯奉告法要などの儀式、法要というものは、どこの宗派でも同じだと思えますが、ほとんど、門主というものが、直裁しております。つまり最高の宗教儀礼といえますものは、門主が主宰してやる場合でございますが、その時の経費のあり方というものも、そう簡単には切り離せないわけがございます。それで、先程から申し上げてますように、その門主の意見や内容をうかがうようなことに、規定上も今はなっておるわけでございます。しかし、この現状について、どうこうという批判も派内からもございますし、極端な場合におきましては、そういうあり方というものと現在の実態というものについてのいろいろ

の批判も確かにございます。ございますけれども、現時点では今、申し上げたとおりでございます。それで、私の宗教法人法一八条第六項の規定をあげましたのは、これは素朴に、自分なりに解釈いたしますというところ、責任役員会で、決議の内容に、信仰問題を取りあげてみても、そんなことは無効だという意味でございました。事実、確かにそういうことでもございましょう。宗教法人法の解釈書等によりますと、代表役員は、金庫番である、出納役であり、金庫の番人をしておればよろしいと、こういうふうに簡単に、書いてあるところもありますけれども、しかし、被包括関係の設定、廃止ということになりますというところ、これは、代表役員には、問題があるわけでございます。この場合に、我々の方では、単に代表役員と、末寺との関係にあるのではなくて、本願寺の住職である門主と、いわば本願寺と末寺との関係にあるのであって、代表役員というのとは異なる、本山、本願寺という巨大な集団の使用人にすぎないような面もあるのではないかと、こういうような考え方もあります。そういう点で、封建的であるとおっしゃれば、封建的、伝統的とおっしゃれば伝統的、そして、その方面についてのいろいろの理解のし方が近代的にはなっていないということ、あるいは言えるかと存じますが、現実には、宗務を処理します場合におきましては、常にそういう問題につきあたってくるわけでございます。それで、監正局というのでもございまして、内部でそういう宗教的な紛争、教団関係の紛争、それから、法人法の関係の紛争というようなもの紛争というものを一体的に処理しようと思ひましてやっております。ですが、なかなかそういうことがご理解できにくいと、実行力の不足もさることながら、そういうことで国の裁判に訴えられるということも、確かにございます。しかし、皆様方・法学者の方と我々とは多少立場が違いますので、教団そのものに対する考え方というものと、法的なものとの考え方と違います。文部省によりますというところ、文部省の認証を受けた宗教法人の規則は、「絶対的の最高のものである。」というような解釈がしてあります。現状では必ずしもそうではございません。我々の方はむしろ、認証をうけない宗法、宗規

というものを、宗団としての自治機能の最高法規としております。そういうふうに、宗教団体のとらえ方自体が、どうも宗教法人法というものでは、各種の問題を含んでおるものではないかと思えます。宗教法人、はたしてこれは絶対的なものであるかどうか。どうもいろいろ問題があるようで、特に被包括関係の廃止の場合の、包括団体の職務権限とか、いろんなことで、一時、宗教法人法の対策・研究ということをやったことがございました。宗教法人法の改正などについては、いま宗派の方でも動きはあまりありませんし、国の方でもそういう動きがございませんのでやめておりますけれども、この聖俗分離という観点からながめますと、だいたい我々の方の教団では、そういう考え方になっているとあるという現状を、ご報告を申し上げます。けっして、これを、将来どうする、というわけではございませんが、実務の立場におります者といたしまして、直面します若干の例をご報告を申し上げますのであります。この点を一つご諒承をたまわりたいと思えます。たいへん失礼をいたしました。